

共謀罪

コンメンタール(7)
今国会で「共謀罪」「盗聴法改悪」
が目論まている!

葬り去るまでCOUNT・DOWN

共謀罪に反対する
市民連絡会・関西

(連絡先)
市民共同オフィスSORA
TEL06-7777-4935

さらなる治安立法
「共謀罪」の成立を
阻止しよう!

市民団体や労働組合が政府の政策や企業への反対行動を話し合うだけで罪になる、共謀罪の国会上程が目の前に迫っています。

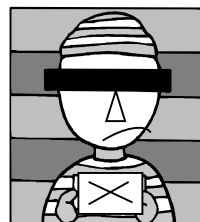
自由な議論それじたいを犯罪として取り締まろうという共謀罪は、市民の声を恐れる政府にとってはとても都合が良かったために、これまで3度も国会に上程されました。そして、その危険性が広く知れ渡ったために、3度とも廃案になるという前代未聞の経過をたどりまし。

これまで、何を考えても、何を話し合っても、実際に行動に移さない限りは処罰されないというのが犯罪と刑罰の大原則でした。ところが、秘密保護法は秘密の漏示や取得について話し合うだけで処罰すると定めて、共謀罪への突破口を開きました。上川法務大臣は、600以上の犯罪について話し合うだけで処罰する共謀罪の必要を就任以来繰り返し強調しています。

市民の自由な議論を取り締まるためには、普段からの市民への監視が欠かせません。ですから、共謀罪と並んで電話盗聴・メール盗聴を大幅に認める盗聴法改悪も国会上程が予定されています。警察が調べたいと思う人間の運転する自動車に全国で勝手にGPS端末をつけて、追跡していることが昨年末に明らかになりました。法律が認めたわけでもないのに、何のチェックもなしに、市民への監視はここまで来ているのです。秘密保護法に続く、共謀罪と盗聴法改悪は、間違いなく民主主義の枯れ葉剤として働くでしょう。

自公政府は、かつて衆議院で3分の2議席を越えていた郵政総選挙後にも共謀罪を成立させることができませんでした。今回は、同じ中身で名前を変えて、市民に知られないよう国会に上程して、反対運動が巻き起こる前に成立させるつもりでしょう。

今こそ、秘密法も共謀罪も盗聴法もいらない、の大きな声を上げよう。



テロ資金提供処罰法、
犯罪収益移転防止法、
テロ資産凍結法
反テロ法3点セット可決成立!

◆改正テロ資金提供処罰法成立—2014年12月11日から施行。

第二次安倍内閣が年末にいきなりの解散総選挙を実施した一方で、これまで議会で議論されてきた法案の大半が”一旦廃案”となると目される最中の11月14日、”公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律”という長たらしい法律の改正案が参議院本会議で滑り込み的に成立した。

”公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律”において、”公衆等脅迫目的”とは、同法第1条に”公衆又は国若しくは地方公共団体若しくは外国政府等を脅迫する目的をもって行われる犯罪行為”と定義されており、それ故、”公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律”は”テロ資金提供処罰法”という通称で呼ばれてきた。今回の改正内容を分かりやすく言えば、「カンパ禁止法」ということになる。

同改正案は、マネーロンダリング(犯罪資金洗浄)やテロ活動資金を監視する国際団体「金融活動作業部会(FATF)」の求めに応じて立案され、2013年3月から続く審議を経て、共産党や社民党を除く各党の賛成多数によって可決されるに至った。

改正前のテロ資金提供処罰法では、第2条および第3条で、”テロ行為(航空、船舶テロ・ハイジャック・爆弾テロ)”に関する情報を知りながら、それを資金的に手助けしたり、または資金援助を募る行為に対する処罰を規定しているが、今回、国会で可決された同法の最大の改正点は、処罰の対象を”資金提供”から”土地・建物・物品・役務の提供”にまで拡大したことである。

つまり、テロリストがテロ行為を働くことを知りながら、彼らに武器・弾薬等(物品)を提供した者や、情報(役務)等を提供した者ばかりか、アジト=隠れ家(土地・建物)を提供した者も処罰対象としたのだ。これらを提供した者も資金提供者と同様に、”10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金”に処されることとなる。この他、テロリストを直接的に支援する者を”1次協力者”と位置づけ、”1次協力者”を資金・土地・建物・物品・役務で支援する者を”2次協力者”として処罰の対象とし、間接的にテロ行為を支援する者にも罰を与えられるようにした。「知らずに」カンパしても処罰対象になるのだ。

また、この法案と同時に犯罪収益移転防止法(犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律)、テロ資産凍結法(国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法)も可決成立した。

これら3点セットにより、国家権力が恣意的に某団体・個人を「テロ集団」と認定しさえすれば、およそその生活権を奪い、つまりは立憲主義の前提であった集会・結社の自由含め市民の権利の全面的な剥奪をも可能にするということである。守るべき人権に例外を設けたナチスの時代の再来である。